

# 公共事業の事前評価書

(国有林直轄治山事業等の事前評価)

平成18年 3月

農林水産省

## 1 評価の対象とした政策

平成18年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	219
	森林環境保全整備事業	32
	森林居住環境整備事業	1
小計		252
緑資源機構事業	水源林造成事業	6
小計		6
補助事業	民有林補助治山事業	1,778
	森林環境保全整備事業	237
	森林居住環境整備事業	16
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	15
小計		2,046
合計		2,304

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

### 1 評価担当部局

- ① 直轄事業については、各森林管理局において実施した。(直轄事業評価担当部局一覧表 [別添1](#))
- ② 緑資源機構事業と補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、水源林造成事業、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業は林野庁森林整備部整備課において、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において実施した。

### 2 評価実施期間

平成18年1月から平成18年3月

## 3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区毎の評価の観点は、費用対効果分析の概要、チェックリスト及び判定基準 ([別添3](#)) に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	<p>政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。</p> <p>結果については、地区別評価結果（<a href="#">別添2</a>）に示すとおりである。</p>
5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項	<p>農林水産省政策評価会林野庁専門部会において、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。</p> <p>同専門部会での意見の概要は以下のとおりであった。</p> <p>林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、採択することは妥当である。</p> <p>委員構成は、第三者委員会名簿（<a href="#">別添4</a>）のとおりである。</p>
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	<p>評価実施地区毎にチェックリストを作成し、インターネット等で公表することとしている。（問合せ先一覧表 <a href="#">別添5</a>）</p> <p>農林水産省政策評価会林野庁専門部会における資料、議事録については林野庁において、直轄事業についての評価に用いたデータ等については各森林管理局においてインターネット等で公表することとしている。</p> <p>緑資源機構事業についての評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において縦覧することとしている。</p>
7 評価の結果	<p>評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。</p> <p>各事業地区毎の評価結果は、地区別評価結果（<a href="#">別添2</a>）のとおりである。</p>

## 平成18年度新規採択に係る事前評価実施地区一覧

### 2 緑資源機構事業

#### 水源林造成事業

森林整備部 整備課

整理番号	実施地区	事業実施地区名	事業実施主体	総便益 (千円) B	総費用 (千円) C	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項									
													1 事業で達成する 目標に関する事項					2 事業内容や実施 体制等に関する事項				
							1	2	3	4	5	6	①	②				①	②	③	④	⑤
1	東北北海道整備局	山越郡長万部町 外	緑資源機構	5,061,935	2,194,639	2.31	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
2	関東整備局	福島市飯坂町茂庭 外	緑資源機構	3,267,137	1,232,003	2.65	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
3	中部整備局	下新川郡宇奈月町上高工 外	緑資源機構	4,511,591	1,673,841	2.70	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
4	近畿北陸整備局	鳳珠郡能登町当目 外	緑資源機構	5,277,509	2,019,385	2.61	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
5	中国四国整備局	西伯郡南部町東上 外	緑資源機構	10,345,630	3,625,300	2.85	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
6	九州整備局	築上郡上毛町東上 外	緑資源機構	7,372,212	2,215,635	3.33	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○

## 事前評価個表

整理番号	1
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H18～（最長おおむね80年間）
事業実施地区名	東北北海道整備局	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p style="text-align: center;">契約件数51件、植栽面積836ha</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	2,194,639 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	2,357,836 千円	
	山地保全便益	1,160,515 千円	
	環境保全便益	1,445,550 千円	
	木材生産便益	98,034 千円	
	計	5,061,935 千円	
	分析結果（B/C）	2.31	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性：水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	2
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H18～（最長おおむね80年間）
事業実施地区名	関東整備局	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p style="text-align: center;">契約件数65件、植栽面積423ha</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	1, 232, 003 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	1, 845, 758 千円	
	山地保全便益	678, 392 千円	
環境保全便益	669, 527 千円		
木材生産便益	73, 460 千円		
	計	3, 267, 137 千円	
	分析結果（B/C）	2.65	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性：水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	3
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H18～（最長おおむね80年間）
事業実施地区名	中部整備局	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p style="text-align: center;">契約件数56件、植栽面積497ha</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	1,673,841 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	2,952,968 千円	
	山地保全便益	756,313 千円	
	環境保全便益	718,132 千円	
	木材生産便益	84,178 千円	
	計	4,511,591 千円	
	分析結果（B/C）	2.70	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性：水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	4
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H18～（最長おおむね80年間）
事業実施地区名	近畿北陸整備局	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p style="text-align: center;">契約件数109件、植栽面積696ha</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	2,019,385 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	3,115,424 千円	
	山地保全便益	975,177 千円	
	環境保全便益	1,083,064 千円	
	木材生産便益	103,844 千円	
	計	5,277,509 千円	
	分析結果（B/C）	2.61	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性：水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	5
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H18～（最長おおむね80年間）																														
事業実施地区名	中国四国整備局	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構																														
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p style="text-align: center;">契約件数196件、植栽面積1,386ha</p>																																
費用対効果分析	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総費用（C）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,625,300</td> <td style="width: 20%;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>総便益（B）</td> <td style="text-align: right;">5,964,317</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>    水源かん養便益</td> <td style="text-align: right;">5,964,317</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>    山地保全便益</td> <td style="text-align: right;">1,903,585</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>    環境保全便益</td> <td style="text-align: right;">2,230,184</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>    木材生産便益</td> <td style="text-align: right;">247,544</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">10,345,630</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>分析結果（B/C）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2.85</td> </tr> </table>			総費用（C）	3,625,300	千円				総便益（B）	5,964,317	千円	水源かん養便益	5,964,317	千円	山地保全便益	1,903,585	千円	環境保全便益	2,230,184	千円	木材生産便益	247,544	千円	計	10,345,630	千円				分析結果（B/C）	2.85	
総費用（C）	3,625,300	千円																															
総便益（B）	5,964,317	千円																															
水源かん養便益	5,964,317	千円																															
山地保全便益	1,903,585	千円																															
環境保全便益	2,230,184	千円																															
木材生産便益	247,544	千円																															
計	10,345,630	千円																															
分析結果（B/C）	2.85																																
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性：水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>																																

## 事前評価個表

整理 番号	6
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H18～（最長おおむね80年間）
事業実施地区名	九州整備局	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	<p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p style="text-align: center;">契約件数91件、植栽面積890ha</p>		
費用対効果分析	総費用（C）	2, 215, 635 千円	
	総便益（B）		
	水源かん養便益	4, 436, 382 千円	
	山地保全便益	1, 229, 724 千円	
	環境保全便益	1, 553, 656 千円	
	木材生産便益	152, 450 千円	
	計	7, 372, 212 千円	
	分析結果（B/C）	3.33	
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。</li> <li>・ 有効性：水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。</li> </ul>		